

公立大学法人下関市立大学職員提案規程

平成 20 年 6 月 3 日

規 程 第 3 2 号

改正 平成 30 年 6 月 13 日規程第 12 号
令和元年 7 月 1 日規程第 15 号
令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号
令和 5 年 6 月 28 日規程第 27 号

(目的)

第 1 条 この規程は、職員（公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 19 年規則第 3 号）第 2 条第 1 項第 3 号の 2 に定める定年前再雇用短時間勤務職員、同項第 4 号に定める再雇用職員及び同条第 2 項第 2 号に定める事務職員並びに公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 19 年規則第 4 号）第 3 条第 2 号に定める事務職員をいう。以下同じ。）に対して事務事業の改善について意見の提出を求め、もって事務能率の向上を図るとともに職員の勤労意欲を高めることを目的とする。

(提案者の資格)

第 2 条 職員は、単独又は共同して提案することができる。

(提案の内容)

第 3 条 提案は、次の各号のいずれかに該当し、創意又は工夫による実施可能な具体的かつ建設的なものであれば、内容の軽重は問わないものとする。

- (1) 事務事業の能率向上又は効率化が図れること。
- (2) 学生サービスの向上に関すること。
- (3) 経費が節減されること。
- (4) その他有益な改善であること。

2 次の各号のいずれかに該当する提案は、受理しない。

- (1) 非難、苦情、中傷等の内容を有するもの。
- (2) 単なる意見、希望又は批判で内容に改善の要素を含まないもの。
- (3) 人事及び給与に関するもの。
- (4) 既に受理された提案と同一又は類似の内容のもの。
- (5) その他受理することが適当でないと認められるもの。

(提案の時期等)

第 4 条 提案は、随時に行うことができる。

2 経営企画部長は、特に必要があると認めるときは、特定の課題について期間を定めて提案を募集することができる。

(提案の方法)

第 5 条 提案をしようとする者は、提案を記載した用紙及び参考資料があるときは、

当該参考資料を経営企画部長に提出するものとする。

(提案内容の開示及び意見聴取)

第6条 経営企画部長は、提案を受理したときは、提案の内容を開示することができるものとする。

2 経営企画部長は、前項の規定により開示された提案の内容について、審査の参考とするため、職員及び当該提案に対する関係部等から意見を求めることができる。

(審査)

第7条 提案の審査は、事務局長及び当該関係部等の長で行う。

(審査の結果)

第8条 経営企画部長は、審査結果について理事長に報告するとともに提案者に通知する。

(提案の実施)

第9条 理事長は、有益と認められる提案の実施について、関係部等の長に対して必要な措置を命ずるものとする。

2 前項の規定により提案を実施又は検討した関係部等の長は、その実施又は検討状況及び効果を理事長に随時報告しなければならない。

(人事記録)

第10条 理事長は、特に優秀と認めた提案を提出した職員については、その旨を人事記録に登載し、人事考課の参考にするものとする。

(その他)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月3日から施行する。

附 則 (平成30年6月13日規程第12号)

この規程は、平成30年6月13日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日規程第15号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規程第44号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月29日規程第18号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月28日規程第27号)

この規程は、令和5年6月28日から施行する。